

専決処分の承認を求めることについて
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年5月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

専決処分の承認を求めることについて
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを市議会に報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、武蔵野市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

武蔵野市長 松下玲子

（専決理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p style="text-align: center;">（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第33条の5 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による<u>納入書</u>によって納入しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第33条の5 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は<u>第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条</u>の6の規定により総務大臣が定めた様式による<u>納入書</u>により納入しなければならない。</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
<p style="text-align: center;">（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告</p>	<p style="text-align: center;">（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告</p>	

に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2から4まで (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2から4まで (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

字句の追加

字句の追加

<p>6 から16まで (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第33条の8 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手</p>	<p>6 から16まで (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第33条の8 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
--	---	---------------------------

続)

第79条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第77条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、並びにその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第77条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

続)

第79条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第77条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、並びにその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第77条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

字句の改正

字句の追加
字句の改正

<p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第81条の2第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</u></p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第81条の3 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</u></p>	<p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第81条の2第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。</u></p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第81条の3 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(固定資産税に係る読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(固定資産税に係る読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条の

字句の改正

字句の改正

<p>第42条の2第8項中「又は法第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p>	<p>2第8項中「又は法第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	
<p>第6条の2 (略)</p>	<p>第6条の2 (略)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>3 法附則第15条<u>第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p>	<p>3 法附則第15条<u>第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>4 法附則第15条<u>第22項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条<u>第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>5 法附則第15条<u>第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条<u>第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>6 法附則第15条<u>第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条<u>第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>7 法附則第15条<u>第23項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条<u>第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>8 法附則第15条<u>第24項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条<u>第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>9 法附則第15条<u>第24項第2号</u></p>	<p>9 法附則第15条<u>第23項第2号</u></p>	<p>字句の改正</p>

<p>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	
<p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	字句の改正
<p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	字句の改正
<p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	字句の改正
<p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	字句の改正
<p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	字句の改正
<p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	字句の改正
<p>16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>	<p>16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>	字句の改正

<p>定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>定める割合は、12分の7とする。</p>	
<p>17 法附則第15条第26項第3号 イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>17 法附則第15条第25項第3号 イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>18 法附則第15条第26項第3号 ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>18 法附則第15条第25項第3号 ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>19 法附則第15条第26項第3号 ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>19 法附則第15条第25項第3号 ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>26 (略)</p>	<p>26 (略)</p>	

27 法附則第64条に規定する市

町村の条例で定める割合は、
零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2から11まで (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2から11まで (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

項の削除

字句の改正

字句の改正

<p>13 (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第54条の2の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第6条の5 (略)</p> <p>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第54条の2の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>13 (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第54条の2の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第6条の5 (略)</p> <p>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第54条の2の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p><u>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第6条の6 法附則第16条の4</u> 第1項(同条第2項において</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>条の追加</p>
---	--	---------------------------------------

準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第37条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が別に定める日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名

又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項

に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第54条の2の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出し

て行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は
名称及び個人番号又は法人
番号（個人番号又は法人番
号を有しない者にあつて
は、住所及び氏名又は名
称）

(2) 特定被災共用土地の所
在、地番、地目及び地積並
びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る
法附則第16条の4第3項に
規定する被災区分所有家屋
の所在、家屋番号、種類、
構造及び床面積並びにその
用途

(4) 各特定被災共用土地納税
義務者の住所及び氏名並び
に当該各特定被災共用土地
納税義務者の当該特定被災
共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項
の規定により按分する場合
に用いられる割合に準じて
定めた割合及び当該割合の
算定方法

4 法附則第16条の4第9項の
規定により特定被災共用土地
とみなされた特定仮換地等（
以下この項において「特定仮
換地等」という。）に係る固
定資産税額の按分の申出につ
いては、前項中「特定被災共
用土地納税義務者」とあるの
は「特定仮換地等納税義務
者」と、「特定被災共用土地

(住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の減額)

第9条の4 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等(住宅用地、商業地等及び市街化区域農地(附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に係る当該年度分の固定資産税額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第8条又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額

の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の減額)

第9条の4 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等(住宅用地、商業地等及び市街化区域農地(附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に係る当該年度分の固定資産税額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第8条又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額

に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

(1) (略)

(2) 令和4年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 令和3年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつ

に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

(1) (略)

(2) 令和4年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和5年改正前の法」という。）第349条の3又は令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 令和3年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつ

字句の改正

字句の改正

た住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和4年改正前の法第349条の3又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和4年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

- (3) 令和5年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ (略)

た住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和4年改正前の法第349条の3又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和4年度分の固定資産税について令和5年改正前の法第349条の3又は令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

- (3) 令和5年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ (略)

字句の改正

字句の改正

<p>ロ 令和4年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和4年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和5年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和5年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</u></p>	<p>ロ 令和4年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和4年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>令和5年改正前の法第349条の3又は令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和5年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和5年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>条の削除</p>
--	---	---------------------------------------

第11条の2の2 法第451条第

1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第11条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第11条の7 （略）

2 （略）

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第12条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第11条の7 （略）

2 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第12条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初

項の削除

の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)から第2号イ(ハ) Bまで (略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)から第2号イ(ハ) Bまで (略)

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条

の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)から第2号イ(ハ) Bまで (略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)から第2号イ(ハ) Bまで (略)

字句の改正

字句の改正

字句の改正

項の削除

において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号 イ(ロ)	3,900円	2,000円
第2号 イ(ハ)A	6,900円 10,800円	3,500円 5,400円
第2号 イ(ハ)B	3,800円 5,000円	1,900円 2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

項の削除

第2号	3,900円	3,000円
イ(ロ)		
第2号	6,900円	5,200円
イ(ハ)A	10,800円	8,100円
第2号	3,800円	2,900円
イ(ハ)B	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号

及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車~~が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、~~~~第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号

及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限~~

項の削除

項の削除

<p>り、当該軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(ハ)A中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正。字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定</p>	<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>

<p>の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に<u>初回車両番号指定</u>を受けた場合には<u>令和4年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>の適用については、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第2号イ(ウ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(ハ)A中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	
<p>第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<u>が前条第2項から第8項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき<u>当該判断</u>をするものとする。</p>	<p>第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<u>が前条第2項から第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき<u>当該判断</u>をするものとする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>	
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課</p>	

<p>税の特例)</p> <p>第13条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲</p>	<p>税の特例)</p> <p>第13条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲</p>	<p>字句の改正</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲</p>	<p>字句の改正</p>

渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

（住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第17条の3の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税に

渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

（住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第17条の3の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税に

ついて附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。

(1) (略)

(2) 令和4年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

ついて附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。

(1) (略)

(2) 令和4年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について令和5年改正前の法第349条の3(第18項を除く。)又は令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であると

字句の改正

字句の改正

る率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和4年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 令和3年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和3年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和4年改正前の法第349条の3(第18項を除く。))又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和4年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和4年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 令和3年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和3年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和4年改正前の法第349条の3(第18項を除く。))又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和4年度分の固定資産税について令和5年改正前の法第349条の3(第18項を除く。))又は令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるとき

字句の改正

字句の改正

<p>る率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和4年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>(3) 令和5年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 令和4年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和4年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和5年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け</p>	<p>は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和4年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>(3) 令和5年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 令和4年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和4年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和5年改正前の法第349条の3(第18項を除く。))又は令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和5年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---------------------------

<p>る住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和5年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>(都市計画税に係る読替規定)</p> <p>第18条の3 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和5年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>(都市計画税に係る読替規定)</p> <p>第18条の3 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>字句の改正</p>
--	---	--------------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の武蔵野市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下「適用期間」

という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の附則第11条の2の2及び第11条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(改正理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、所要の改正をするものである。